

小樽市立桜町中学校

＜いじめ防止基本方針＞

「さかみち」

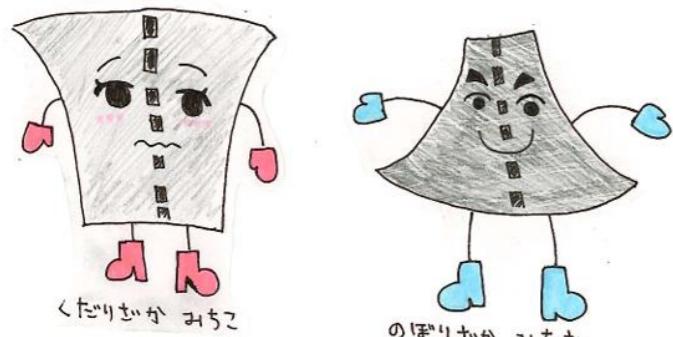
～生徒会主体のいじめ防止の合言葉～

「さ」・・・支え合あう

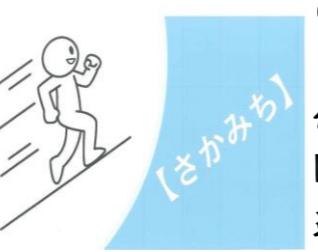
「か」・・・かかえこまない

「み」・・・見て見ぬふりをしない

「ち」・・・違いを認め合あう



令和5年度 桜小学校児童会作成
「さかみち」イメージキャラクター



はじめに

桜町中学校生徒会が中心となり作成された、いじめ防止の合言葉「さかみち」には、「坂の多い通学路を通る度に思い出して欲しい」、「ともに坂道を乗り越えていこう」という生徒達の思いが込められています。また昨年度、桜小学校児童会で、この「さかみち」のイメージキャラクターも考案され、小中一貫した取組となっています。ぜひこの「さかみち」という合言葉を、桜町中学校生徒全員が胸に留め、いじめの未然防止に努めてほしいと願っています。

1. 桜町中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、人として許されない犯罪行為です。いじめによって人の心は深く傷つき、悩み、自らの命を絶とうとするほど痛手を被ります。何よりも未然防止に努め、いじめが発生した場合、早期発見・早期対応・再発防止を徹底するための具体策を示します。

2. 「いじめ」とは・・・（北海道いじめ防止条例より）

当該生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめ防止対策委員会で行います。

主ないじめの動機	
・嫉妬心	・支配欲
・愉快犯	・同調性
・嫌悪感	・反発
・報復	・欲求不満

主ないじめの態様		
・悪口	・陰口	・無視
・暴力	・脅し	・使い走り
・落書き	・ものを隠す、壊す	
・ラインやSNSでの中傷		

3. いじめの未然防止

いじめは、その未然防止に取り組むことが最も重要です。すべての教職員は「どの生徒にも、どの学級でも起こりうる」、「どの生徒も加害者にも被害者にもなりうる」という危機意識を持ち、好ましい豊かな人間関係を育てる学級・学校づくりを行っていきます。生徒の言動に留意するとともに、「小さな変化」や「小さなサイン」を見過ごさぬよう、定期的にアンケート調査を実施し、「いじめ見逃しゼロ」に努めます。



(1) いじめを生まない学校・学級づくり

- ①いじめを生まない学校づくり
 - ◇教職員同士が、互いに認め合い、支え合い、助け合う職場を作ります。
 - ◇教職員全員が、常に危機意識を持ち、小さな変化やサインを見逃さないように努めます。
 - ◇教職員全員が「いじめは絶対許されない」という強い意志を持つて生徒と向き合います。
 - ◇全職員が、生徒一人ひとりの良さをとらえ、尊重します。



②いじめを生まない学級づくり

- ◇生徒一人ひとりのよさを認め、一人ひとりを尊重します。
- ◇生徒一人ひとりのよさを本人・周囲に伝え、広めます。
- ◇生徒とよく話し、生徒理解に努めます。
- ◇生徒一人ひとりに学級での役割を作り、自覚させます。
- ◇生徒を褒めるなどを心がけ、わかる授業で自信を深めさせます。
- ◇生徒の規範意識の醸成に努め、ルールを守らせます。



(2) 教育活動を通した「いじめに向かわない態度・能力」の育成

- ア. 教科指導の充実
 - ◇学習規律の徹底により、規範意識の醸成を図ります。
 - ◇わかる授業の構築により、個々の自信を深めさせます。
 - ◇一人ひとりが生きる授業の構築により、自己有用感の醸成を図ります。
 - ◇言語活動と体験的活動を重視し、達成感・成就感を味わわせます。
- イ. 道徳教育の充実
 - ◇日常的なすべての教育活動を通して、他を思いやる人間性豊かな心、「道徳的心情」を育てます。
 - ◇「特別の教科道徳」では、生徒の「心を揺さぶる」授業を通し、自身の内面を見つめさせ、共感的な心情や「道徳的実践力」を育てます。
- ウ. 体験活動の充実
 - ◇地域や関係機関の人材を講師に迎え、体験活動・実践活動を通じて、自分事として深く考える場面を意図的に設定します。
 - ◇教科や特別活動、総合的な学習の時間や行事の中で「体験教育」を行い、地域や多様な方々との関わり等を通して、生徒の心に響く活動を展開していきます。

- 職業体験
- 外部講師を招いたキャリア教育
- 旅行的行事（市内研修、宿泊研修、見学旅行）等

エ. 全教育活動を通した取組

- ◇「考え・議論する場面を設定し、相手の立場や考え方を尊重することができるよう、適切な指導・支援に努め、支持的風土の確立に努めます。
- ◇生徒の「自己決定」、「自己実現」の場を、以下の取組の中で意図的に設定します。
 - ・民主的で主体的な学級の運営
 - ・一人ひとりに役割がある学級活動の運営
 - ・人との関わり方の育成を重視した行事と生徒会活動



(3) 学校・保護者との情報共有

- ◇学校と保護者の皆様との連絡を密にし、情報を共有することが未然防止につながります。学校からの発信はもとより、気になることがありましたら、学校への情報提供にご協力をお願いいたします。
- ◇保護者の皆様には、授業参観日や学級・個人懇談、PTAや地域行事、学校・学級だより、ホームページ等を通し、生徒達の活動の姿を見守っていただければと思います。

4. 早期発見（いじめの認知）

いじめが疑われる事案が発生した場合、「いじめの認知」をします。認知件数は学校が子どものつらさに寄り添った件数という考え方です。いじめ、いじめが疑われる事案が起こった場合、少しでも早期発見することに努め、早期解決につなげます。

(1) 「いじめは大人の見えないところで起きやすい。」

いじめの多くは大人の目につきにくいところで行われていることが多い、「遊んでいる」、「ふざけあっている」、「じゃれあっている」などという言葉で、いじめとはとらえにくい雰囲気を出す場合もあります。また、いじめられている生徒は「親に心配をかけたくない」、「訴えることが恥ずかしい」等の理由から本人からの訴えが少ない傾向にあります。私たち教職員は常に危機意識を持って生徒に向かい合っていきます。

(2) 「情報共有の徹底」

①桜町中学校では、日常的に直接子どもとの関わりを積極的に持ち、学級担任との情報の共有を図るようにしています。また、定期的に生徒の実態交流を行っています。

②担任ばかりでなく全職員で、授業中の様子、休み時間や放課後の様子等から「小さな変化」、「小さなサイン」を見過ごさぬよう、生徒の人間関係の把握に努めています。

(3) 「ネットによるいじめ・トラブル」

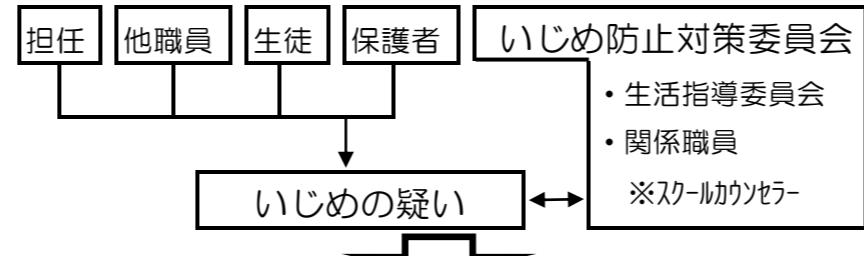
全国的にネットによるいじめやトラブルが多発しています。軽い気持ちでの情報発信や誹謗中傷が、一生取り返しの付かない事態になる例や、多額の賠償金を請求される事例も発生しています。

ご家庭でもお子さんのスマートフォン等の使い方の見守り、ルールの確認をお願いします。トラブルが起きた場合は、保護者にも一緒に対応していただくとともに、警察による介入や保護者同士での解決を求める場合もあります。

5. 早期対応

いじめが発見された場合、スピード感をもって早期に解決する必要があります。「いじめられている生徒を守る」、そして「苦痛を取り除く」ことを最優先とし、速やかに状況を把握するとともに、同じことを繰り返さぬよう「いかに人権感覚を身につけさせるか」という視点に立ち、解決に向けて教職員一丸となって取り組みます。

(1) いじめ対応の流れ（いじめ防止対策委員会）



○いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲の生徒から、個別に状況や事実を聞き取り、記録する。
○保護者からの場合は、情報を正確に確認する。
○いじめの全体像をまとめ、問題点を明らかにする。
○全教職員で情報を共有する。

＜指導方針・内容・体制等の決定＞

○問題点から指導方針・内容・計画を明らかにする。
○全教職員が情報を共有し、役割を明確にする。
○全教職員が方針を共有し、共通指導を行う。
○教育委員会へ事実や対応策について報告し、指導助言を仰ぐ。
○他機関（警察、児童相談所、民生委員等）との連携も視野に入れる。



＜保護者との連携①＞

○双方の保護者に事実を伝え、指導方針・内容・方法を示す。

＜生徒への指導・支援＞

○いじめられた生徒に対して、今後の指導内容等を示し、理解を得て精神的・肉体的負担を取り除く。
○いじめた生徒に対して、自分の行動を振り返らせ、いじめられた生徒の痛みと、「いじめは絶対許されない行為」であることを理解するまで指導する。

＜保護者との連携②＞

○双方の保護者に対して、指導内容と経過を説明するとともに生徒の家庭での様子、変化を把握する。
○学校の指導と家庭での指導について連携し、学校と家庭間の連絡を密にしていく。



(2) いじめ発見時の対応

- ①いじめられている生徒、知ってくれた生徒の保護 ◇すべての教職員で、安心して学校生活が送れるよう、いじめられている生徒、知ってくれた生徒を全力で守ります。

②事実確認と情報共有

- ◇事実確認では、いじめられた生徒の痛みに共感しながら安心して話ができるよう配慮します。得られた情報については「いじめ防止対策委員会」、「臨時職員会議」を開き、すべての教職員で情報を共有し、学校全体で解決に取り組みます。

(3) 立場に応じた具体的対応

- ①いじめられている生徒に対して・・・ ◇事実確認をもとに、共感的に話を聞き、常に見守っていく体制と安心できる環境をつくります。
◇「秘密を守る」「必ず守る」「解決に向け最善を尽くす」ことを約束します。
◇保護者には直接面会し、事実関係、指導方針、今後の対応について報告し話し合います。
- ②いじめた生徒に対して・・・ ◇事実確認をもとに、いじめた経過、状況、気持ちを整理させ、絶対に許されない行為であること、いじめられている生徒の苦痛や気持ちを理解させます。
◇今後どのように接していくべきかを考えさせます。
◇保護者に対して正確な事実を説明し、理解を求めます。
- ③周りの生徒（傍観者）に対して ◇「絶対許されない行為」であることを学級、学校全体で指導します。

6. 再発防止

いじめが発見され、指導・解決がなされたとしても、引き続き経過観察を行い、常に問題意識を持って取り組みます。

- ①いじめが解決したと思っても、引き続き生徒の様子を観察し、変化を見逃さないようにします。
- ②保護者との連絡を密にし、信頼関係の構築に努めます。
- ③いじめが起こった状況、その対応を検証し、改善に努めます。

○おわりに・・・

桜町中学校では、教職員一丸となって一人ひとりの生徒を大切にしながら接していきます。そして『互いのよさを認め合い、全員が気持ちよく生活できる学校』、『『いやな思い』があった時点できちんと対応し、生徒の間違いを正しい方向に導く学校』を目指します。

保護者の皆様方のご理解・ご協力をお願いいたします！